青森県鶴田町地域おこし協力隊　募集要項

１　鶴田町の概要

■特徴１：生産量日本一！スチューベンぶどうのまち

鶴田町は青森県のやや西部に広がる津軽平野の真ん中に位置し、少し足を延ばせば海・山、主要な交通アクセスポイントに接続できるなど、豪雪地帯にありながら比較的立地に恵まれた地域です。

町全域で、りんご、ぶどう、さくらんぼといった果樹栽培や稲作農業が盛んであり、特に冬場に流通する冬ぶどうで、作付量・生産量が日本一の「つるたスチューベン」の普及・情報発信に力を入れ、生食のほか、加工品やワインも生産されています。

winter grape
TSURUTA STEUBEN
冬ぶどう
つる方スチューベン

■特徴２：観光スポット「鶴の舞橋」

江戸時代には鶴が多く飛来していたことが町名の由来とされ、鶴をモチーフにしたまちづくりを進め、「津軽富士見湖」に架かる「鶴の舞橋」が「岩木山」を背景に湖面を飾り、町最大の観光スポットとして毎年多くの観光客が訪れています。

２　募集内容

（１）募集人員

地域交流・観光促進イベントのプロデュースにかかる地域おこし協力隊・・・若干名

（２）活動場所

鶴田町地域活性化支援センター「TSURUTA LABO」

（３）活動内容

①　一般社団法人もったいない研究所としての業務

・イベントの企画立案・実施を担い、町のにぎわいを創出すること

②　地域活性化支援センター（TSURUTA LABO）指定管理者としての業務

・来客対応、受付、施設管理に関すること等

③　その他、地域おこしに必要とされる活動

※任期後には、地域に根ざしたイベント会社（個人事業含む）として独立することを目指していただきます。

（４）応募条件

次の①～⑦の全ての要件を満たす方

①　３大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有する方で、採用後、鶴田町に住民票を異動して居住できる方

（または、他地域で地域おこし協力隊員として２年以上活動し、かつ解職から１年以内の方で、採用後、鶴田町に住民票を異動して居住できる方）

②　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

③　心身ともに健康で、地域になじむ意思を有する方

④　地域おこし活動に意欲と熱意があり、積極的に活動できる方

⑤　任期終了後、鶴田町に定住する意思がある方

⑥　普通自動車運転免許を取得している方（AT 限定可）

⑦　基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）及び SNS の知識を有し、活用できる方

【採用にあたり優先する人物像】

・他人とのコミュニケーションが得意な方

・社会人経験がある方

３　雇用形態および勤務条件等

（１） 雇用形態および期間

鶴田町の会計年度任用職員として雇用契約を結び、鶴田町長が委嘱します。
期間は、着任した日から当該日が属する年度の末日までとします。
（※着任日は事情に合わせて相談に応じます。）
ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を考慮して、年度単位で更新することとし、最大３年まで活動期間を延長することができます。

（２） 報酬等

月額２９１，０００円（賞与なし。社会保険料等を控除して支給します。）

（３） 勤務時間

原則として、週５日勤務、週３５時間（７時間／日）とします。

※業務内容によって勤務時間を変更する場合があります。その場合は週３５時間以内での調整や、週休日の振替等を行います。
また、所定の届出を行った上で、勤務時間外に兼業することができます。詳細についてはお問い合わせください。

※協力隊任期中において、卒隊後の事業化を目的とした法人設立や個人事業の開業は差し支えありません。ただし、本格的な営利活動は不可。

（４） 待遇・福利厚生

① 社会保険（青森県市町村職員共済組合、厚生年金）及び雇用保険に加入します。
② 住居物件は町が手配し無償貸与します。ただし、転居費用は自己負担となります。
③ 光熱水費等、生活に必要な費用は個人負担となります。
④ 活動に使用する車両、パソコン等については町が貸与します。
⑤ 職務に従事する間に遭遇した事故・災害等については、青森県市町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定が適用されます。
⑥ 活動に必要な消耗品費や研修参加・資格取得費等は、予算の範囲内で町が負担します。
⑦ 隊員として１年以上活動し、引き続き定住して起業・事業承継される場合は、一定の条件のもとに「鶴田町地域おこし協力隊起業支援補助金」の交付対象となります。

４　応募の手続き

（１）募集期限

令和７年１１月２８日（金）

（２）応募方法

応募方法は、インターネットによる応募を推奨しています。記載内容または書類に不備がある場合は受付できませんので、注意してください。

【インターネットによる方法（推奨）】

応募方法	鶴田町ホームページ（http://www.town.tsuruta.lg.jp）を経由して「鶴田町電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力してください。申込みにあたり、顔写真・自動車運転免許証の画像データが必要となりますので、事前に準備してください。具体的な手続方法については、ホームページで確認してください。
受付期間	１０月１日（水）午前８時１５分から１１月２８日（金）午後１１時５９分までの間に「鶴田町電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けます。

【郵送又は持参による方法】

提出書類	①鶴田町地域おこし協力隊 応募用紙（別添様式）　**※顔写真を貼付。** ②住民票の写し（１ヶ月以内のもの） ③自動車運転免許証の写し（表・裏） ※①については、鶴田町ホームページからダウンロードできます。 ホームページアドレス：http://www.town.tsuruta.lg.jp/info/post-1106.html	
応募方法	持参する場合	必要事項を記入後、写真を貼付した上記書類を「鶴田町企画交流課交流係」に提出してください。
	郵送する場合	封筒表面に「地域おこし協力隊応募申込」と朱書きし、必要事項を記入後、写真を貼付した上記書類を封入し、「鶴田町企画交流課交流係」宛てに簡易書留で送付してください。
受付期間	１０月１日（水）から１１月２８日（金）までの土・日曜日、祝日を除く日（午前８時１５分から午後５時まで） **※郵送の場合は、１１月２８日(金)必着とします。**	

５　選考

（１）第１次選考（書類選考）

書類選考を行い、選考結果は応募者全員に文書にて通知いたします。

（２）第２次選考（面接）

第１次選考合格者を対象に面接を行います。会場や日時、実施方法等については、第１次選考の結果通知の際にお知らせします。

（３）選考結果の通知

第２次選考の結果は、終了後に文書で通知します。

（４）任用の決定

任用は令和８年４月１日を予定し、合格者と調整の上決定することとします。

６　その他

① 提出された書類については返却いたしません。
② 各選考の経過や結果についての問い合わせには応じられません。
③ 応募に関する質問は、電子メールまたはファックスにてお願いいたします。
④ 応募に関する質問は、「地域おこし協力隊応募への質問事項」などの見出し、「質問内容」の他、「住所」、「氏名」、「返信先」を明記してください。なお、質問に対する回答は、電子メールまたは「返信先」宛てにファックスで回答いたします。
⑤ 応募に関する個人情報は、個人情報保護法に基づき厳正に管理いたします。

７　問い合わせ先

〒038-3595　青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1
鶴田町役場　企画交流課交流係　地域おこし協力隊担当
電話：0173-22-2111　FAX：0173-22-6007　メール：koryu@town.tsuruta.lg.jp